

「商品先物取引・委託のガイド」の変更箇所の概要について

来る平成 16 年 12 月 31 日から、商品取引所法施行規則の改正により商品取引員各社が委託手数料の額及び徴収の時期を決めること(委託手数料の完全自由化)となり、それに伴いまして「商品先物取引・委託のガイド」(本冊：第 12 版、別冊：第 22 版、取次用別冊：第 2 版)の中の委託手数料一覧表を削除するなどその記載内容を変更しましたので、その概要をお知らせいたします。

委託手数料の額及び徴収の時期は商品取引員により異なりますので、詳細は商品取引員にお問い合わせ下さい。

なお、委託手数料以外の箇所でも変更がありますので、併せてお知らせいたします。

本冊：第 12 版について

1. 委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面の交付について(6～8 頁)

取引を始める前に商品取引員(登録外務員)から「委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面」が交付されることになりましたので、その旨の記述を追加しました。

委託手数料の徴収時期も商品取引員が決めるため、「委託契約の手順と取引の流れ」の文書と図表から委託手数料の徴収時期に関する記述を削除しました。

2. 委託手数料について(14、19、22 頁)

委託手数料の徴収時期の記載を削除し、「委託手数料の額及び徴収の時期は商品取引員により異なりますので、詳細は商品取引員にお問い合わせ下さい。」との記述に変更しました。

3. 取引に当たって注意すべき事項について(29 頁)

(9)の委託手数料の額に関する注意すべき事項に、「この委託手数料の額及び徴収の時期は、商品取引員がそれぞれ定めているため、あなたはその額をきちんと確認する必要があります。」との記述を追加しました。

別冊：第 22 版について

1. 主務大臣告示額・委託手数料等一覧表について(8～14 頁)

委託手数料の額が自由化されましたので、これまで適用されていた固定手数料の額を削除しました。主務大臣告示額は引き続き記載しております。

お客様への お知らせ

日本商品先物取引協会

取次用別冊：第3版について

1. 委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面について

取引を始める前に取次商品取引員(登録外務員)から「委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面」が交付されることになりましたので、その旨の記述を追加しました。

2. 委託手数料の額及び徴収の時期について

委託手数料の徴収時期も商品取引員が決めるため、「委託契約の手順と取引の流れ」の文書と図表から委託手数料の徴収時期に関する記述を削除しました。

別冊：第22版のその他について

1. 金オプション取引について

平成16年5月17日に東京工業品取引所に上場された金オプション取引に関する記載(取引単位、立会時間、主務大臣告示額等)を追加しました。

2. 野菜取引について

平成16年12月20日に横浜商品取引所に上場された野菜取引に関する記載(取引単位、立会時間、主務大臣告示額等)を追加しました。

3. 日本生糸の取引単位変更について

横浜商品取引所の日本生糸については、平成16年11月25日発会の平成17年5月限より取引単位、受渡単位、倍率及び主務大臣告示額が変更されていることから、その記載を変更しました。

4. 充用有価証券の種類・銘柄と充用価格の基準について

充用有価証券の種類・銘柄が変更され、長期利付国債と政府短期証券・短期国債を除外し、「店頭銘柄」を「ジャスダック銘柄」としました。

1. 国債 (1) 利付国債

超長期・長期……………額面金額の80%

中期……………額面金額の85%

(2) 割引国債……………額面金額の75%

7. 株券 (3) ジャスダック銘柄……………時価の50%

5. 東京工業品取引所ゴム市場の立会時間変更について

平成17年1月4日より東京工業品取引所ゴム市場の取引がシステム売買(ザラバ)に移行されるのに伴い、以下のとおり立会時間を変更しました。

9:00 ~ 11:00 12:30 ~ 15:30 (ザラバ)

以上